

5 執行上、判明した課題

産業廃棄物処理施設での処理ができず、特定の数少ない一般廃棄物処理業者が処理するため、高額な費用が必要となる。

①鉛を含む一般廃棄物を中間処理できる業者が全国で数社しか存在しない

コンクリート固化による処理が中心で、運搬費も含め処理費用が高額。【約10万円／t】

産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理にて約半額（約5万円／t）で処理が可能

行政代執行の費用回収が困難であることから、**結果的に自治体の財政負担**となる。
本来、業者が負担すべきものを、なぜ不法投棄があった自治体（市民の税金）で負担するのか
という意見もある。

②産業廃棄物処理施設での処理ができない

産業廃棄物処理業者が既存施設等を活用し、一般廃棄物を処理するためには、

一般廃棄物処理業と一般廃棄物処理施設の設置許可の双方を取得する必要がある。

産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理に係る新たに許可を取得することは、以下の事由から、民間事業者の自発的な動きは期待できない。

- 1) 受入れ先となる自治体や地元との協議調整、許可申請に要する手間暇の負担
- 2) 許可取得に要する施設改修などの費用に見合うだけの需要が見込めない。
(採算が合わない)